

浦 監 第 35 号
平成 19 年 7 月 13 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	辻 田	明

平成 19 年度定期監査（生涯学習部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 19 年度定期監査（生涯学習部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

生涯学習部

3．監査の実施期間

平成 19 年 4 月 2 日から平成 19 年 5 月 29 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 生涯学習課

市民参加型文化事業委託について、浦安市施設利用振興公社に一社随意契約で委託した市民ミュージカル予算 7,650,000 円の内、6,090,000 円が再委託であった。今後は、再委託分について契約内容や金額の精査を行うなど、十分な検証を行われたい。

(2) 公民館共通

委託契約について、一社随意契約が多く見受けられた。一社随意契約は、競争入札を原則としている中での例外的な方式であることから、安易に行わず、競争原理を働かせるよう努められたい。

時間外等勤務について確認したところ、館によって偏りが見受けられた。

職員の健康管理の観点からも、偏りの解消に努められたい。

公民館では、契約差金を当初予算に計上されていない科目への所管変更や配当替等を行い、執行されている事例が数件見受けられた。施設の修繕等、緊急性を要するためということであるが、契約差金が発生した場合は速やかに減額補正を行い、適正な予算執行に努められたい。また、施設の修繕等は、建物や機器等の耐用年数などを考慮し、計画的な予算計上を行われたい。

(3) 中央公民館

使用料について、収入未済が発生していた。口座振替で納入が出来ない団体にはインターネットからの利用申込みを制限する等、収入未済の減少に努められているが、今後の課題として、例えば、インターネット予

約の料金先払い等、効率的な徴収方法を検討されたい。

(4) 図書館

明海大学図書館市民開放事業について、前年度と比較して貸出冊数及び利用者証交付数が減少していた。今後は利用者数等が増加するよう周知に努められたい。

(5) 視聴覚ライブラリー

自主教材作成経費の保険料について、当初予算では1日当たり227円で計上されていた。定点撮影団体全員が撮影に従事していないことから、今後は実態に合わせた保険料の算定に努められたい。

(6) 郷土博物館

機械警備業務委託について、負担行為額は642,600円(月額53,550円)となっていたが、契約書を確認したところ月額54,600円で契約締結されていた。理由を確認したところ、業者の担当者が代わり減額の話が立ち消えとなったことから見積り金額と同額の月額54,600円で契約書が作成されてしまったが、その後、減額交渉の記録が確認されたため、3月にまとめて減額処理をしたとのことであった。契約書に月額54,600円と記載されたまま、1年分の減額金額12,600円を3月分からまとめて差し引いた金額で支出していた。今後は、契約金額の変更書類を作成するなど、契約事務処理を適正に行うよう努められたい。

地下オイルタンク気密漏洩検査について、当初予算に計上されていなかったため理由を確認したところ、消防査察の中で検査の必要性を指摘されたためということであった。今後は、法律に定められた検査に漏れが無いよう再確認を徹底し、適正な管理に努められたい。

委託契約について、一社随意契約が多く見受けられた。一社随意契約は、競争入札を原則としている中で例外的な方式であることから、安易に行わず、二人以上の者から見積りを徴収するなど、競争原理を働かせるよう努められたい。

一般事務費について

- ・燃料費は、予算現額529,000円に対し予算残額が373,565円であった。残額の主な要因として、停電時用自家発電機の軽油代が247,710円予算計上されているものの執行されなかったためとの説明であった。今後は実績を考慮し適切な予算計上に努められたい。
- ・その他備品購入費について、当初予算に計上されていなかった浄水器が流用により購入されていた。必要性及び緊急性を考慮し、安易な流用を行わないよう適正な予算執行に努められたい。

(7) 市民スポーツ課

体育指導委員経費について、費用弁償及び随伴費の当初予算794,000円に対し予算残額が513,500円であった。今後は実績を考慮し適切な予算計上に努められたい。

その他の球技場維持補修費について、当初予算に計上していた明海少年

サッカー場防球フェンス設置工事を執行する前に美浜運動公園少年野球場改修工事等へ配当替えが行われ、また、予算計上していなかった東野野球場駐車場内フェンス設置工事への支出が行われていた。結果として当初予算に計上していた明海少年サッカー場防球フェンス設置工事が不要となったため減額補正されていた。当初見込めなかった状況が発生することは理解できるが、事業の実施に当たっては、計画的な予算執行に努められたい。

市民スポーツ団体スポーツ振興補助金については、体育協会に交付され体育協会から各加盟団体に助成金として配分されている。体育協会については収支等の確認は行っているものの、各加盟団体の収支等の確認は行っていなかった。今後は各加盟団体の収支等も確認するよう検討されたい。

委託契約について、一社随意契約が多く見受けられた。一社随意契約は、競争入札を原則としている中での例外的な方式であることから、安易に行わず、競争原理を働かせるよう努められたい。

ノー残業デー時間外勤務命令申請書について、日付漏れが見られた。今後は適切な事務処理に努められたい。

(8) 青少年センター

ノー残業デー時間外勤務命令申請書について、時間の記載に誤りが見られた。今後は適切な事務処理に努められたい。